

1 履行場所

前橋市日吉町二丁目 17 番地 10
前橋市総合福祉会館（3 階印刷室）

2 台数

1 台

3 業務内容

電子複合機賃貸借及び保守

4 機器の保守

- (1) 複合機が正常な状態で稼動するよう定期的に保守し、印字品質保持のために必要なドラム、デベロッパー、トナー及びステープル等の消耗品（用紙を除く）の供給を行うこと。
- (2) 保守完了後、点検状況を速やかに報告すること。
- (3) 故障時には技術者を速やかに派遣し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 保守通信サービスについて、利用を希望する場合には別添のセキュリティ対策要件を満たし、機密保持等に関する覚書を締結すること。

5 設置機器機能（同等機能による対応は可とする。ただし、その他機能は必須機能）

- (1) デジタルカラーコピー、プリンタ、スキャナ複合機
- (2) 形式：コンソール式又はデスクトップ式
- (3) 電源：AC100V 15Aで設置可能
- (4) 複写サイズ：A3サイズで両面コピーが可能
- (5) 連続複写速度（モノクロ）：25枚／分以上
- (6) 複写倍率：25～400%のズームが可能
- (7) 用紙：B5、A4、B4、A3、はがきが可能
- (8) 用紙紙厚：手差し給紙64～129 g/m²印刷可能
- (9) 給紙トレイ：A4縦・横、B4、A3の4種が格納可能
- (10) 付加機能：フルカラー、自動両面印刷、自動両面原稿送り、自動用紙選択
- (11) スキャニング：フルカラー600dpi解像度で読取可能
- (12) 国際エネルギースタープログラム対応、エコマーク取得、グリーン購入法適合等のエコ基準に適合
- (13) その他機能 コインボックス（利用料徴収）500円硬貨まで使用できること。

6 単月予想処理枚数

- (1) 白黒 500枚／月
- (2) カラー 100枚／月

電子複合機の保守通信サービスを利用する場合のセキュリティ対策要件

【保守通信サービス利用にあたり下記要件を満たすこと】

- ・ 通信機器は複合機及び保守拠点のみと通信し、かつ、保守拠点は通信機器のみと通信する。
- ・ 保守通信サービスは、通信機器から保守拠点への通信で開始する以外に動作しない。
- ・ 通信機器はユーザデータを取得できず、かつ、保守データのみを通信する。
- ・ 機器及び保守通信サービスは、ウィルス感染のリスクがない。
- ・ ユーザデータに比べて、保守データによるネットワーク負荷は極めて少ない。
- ・ 通信は暗号化する。

【用語定義】

- ・ 機器：保守管理対象（複合機）及び保守管理情報を保守拠点へ通信する装置又は相当部分
(通信機器)
- ・ 保守通信サービス：機器保守に必要な情報を、機器が賃借人内部ネットワーク～インターネット経由で保守拠点へ通知する仕組み
- ・ 保守拠点：保守通信サービスの通信先
- ・ ユーザデータ：印刷・FAX・スキャナ・宛先データなど、複合機に利用者が送受信又は設定したデータ
- ・ 保守データ：機器作動統計・故障データなど、保守に必要なデータ